

# 平成22年第4回教育委員会

## 臨時会会議録

平成22年8月3日

東久留米市教育委員会

## 平成22年第4回教育委員会臨時会

平成22年8月3日午前9時30分開会

本庁舎6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (2) 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について
  - (3) 東久留米市教育振興基金条例(案)について
  - (4) 平成22年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について
  - (5) 平成22年度(平成21年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について
  - (6) その他
  - (7) 諸報告
    - ①第1回東久留米市学校給食運営協議会会議録について
    - ②学校給食のヒヤリハット事例について
    - ③第一小学校・第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について
    - ④東久留米市立小学校給食調理業務委託事業者選定委員会設置要綱について
    - ⑤20年間の児童・生徒数の推移について
    - ⑥東部地域(第四小学校)のその後の状況について
    - ⑦「社会教育のあらまし」について

---

### 出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担当課長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	教 育 部 主 幹 山 下 一 美
財 務 部 長 沢 西 晋 之	財 政 課 長 森 田 好 保

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成22年第4回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。直ちに本日の会議を開く。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により関係職員の出席を求めている。

(午前9時33分)

---

### ◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について、本日の署名委員は5番松本委員に願います。

---

### ◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴者はおいでになるか。  
○総務課長 おいでになる。  
○委員長 傍聴を許可したいが、よろしいか。異議なしと認め、傍聴の方にお入りいただく。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長 日程第2、「議案第33号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第33号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成22年8月3日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市立第四小学校を廃止する必要があるためである。詳細については学務課長から説明する。
- 学務課長 平成14年11月に策定された「東久留米市立学校再編成計画」に基づき、東部・中部・西部地域の地域内再編成を基本に小規模校の適正化の検討を行ってきた。この間、学校再編成の課題を整理検討する中で、「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」が平成22年第3回教育委員会臨時会で承認された。第四小学校の閉校は平成24年4月1日を目途としている。こうした経過を踏まえ、本年3月に開催された第3回市議会臨時会においても、教育長報告を行った。閉校時期については「目途」としているが、条例上も閉校する時期を確定し、明らかにすることが求められていると判断している。9月は来年度の予算編成の時期でもあることから、9月議会に条例提案を行い、閉校時期を明確にしたいと考えている。
- 委員長 これより質疑に入る。何か伺うことはあるか。
- 委員 今年の初に方向性を打ち出され、統合準備会も発足されて会議が持たれているが、その中で今回の条例についてのご意見や、時期についてのご要望などは出ているのか。
- 学校適正化等担当課長 先般、7月23日に第四小学校に関する統合準備会を開催した。その席で本年9月に閉校条例を提出するという説明をしたところ、特にご意見はなかったので、了解を得たと理解している。
- 委員 9月議会に提案することによって、来年度の予算への反映も考えられるという説明があった。厳しい財政状況ではあるが、しっかりとした予算の後ろ盾をしていただけるようお

願いたい。

○**教育部長** 先日、日曜日一日かけて、第四小学校、第六小学校、および神宝小学校の多くの保護者の方々と、再編成にかかる施設の安全点検ということで、第四小学校付近を点検して回った。そこでは、街灯や交通安全施設の整備について、今後十分に予算を取りながら進めていきたいという話をしている。

○**委員** 1学期終了後の現時点での第四小学校に在籍する児童数を伺いたい。

○**学務課長** 8月1日付の集計はまだまとまっていないので、後ほど7月1日付の人数を報告したい。

○**委員長** この問題については、適正化という重要な問題絡みで重ねて話し合いを行い、また、事務局は直接、関係の方々との話し合いを重ねられ、その都度丁寧な報告をいただいている。その結果、ここに改めて条例の制定という形を取るようになった。教育委員会としては、適正化へ向けてのいわば大方針に立ちながら話し合いをしてきたが、この条例の依頼に応えることが教育委員会としての最終的な答えを出すことになる。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め、採決に入る。「議案第33号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって、議案第33号は承認することに決した。

ここで学務課長から報告がある。

○**学務課長** 7月1日付の第四小学校の児童数は1年生が9名、2年生が6名、3年生が10名、4年生が11名、5年生が7名、6年生が14名の合計57名、学級数が6学級である。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**委員長** 日程第3、「議案第34号 東久留米市教育振興基金条例（案）について」を議題とする。なお、本日はこの件に関連して、財務部長と財政課長からご説明いただくことについてご了承を得たい。

（財務部長・財政課長入室）

それでは、教育長から提案理由の説明を求める。

○**教育長** 「議案第34号 東久留米市教育振興基金条例（案）について」、上記議案を提出する。平成22年8月3日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については財務部長から願います。

○**財務部長** 「東久留米市教育振興基金条例（案）」については、平成22年第3回市議会臨時会において、「平成22年度東久留米市一般会計予算に係る附帯決議」が提出され、可決している。同予算では旧第八小学校用地売却による財産収入の一部を東久留米市減債基金及び東久留米市公共施設等整備基金への積み立てる予算を計上したが、同附帯決議の内容を受け、新たに学校教育の振興を目的とする基金を創設し、その運用を図るため、教育委員会事務局と協議の上、地方自治法第241条の規定に基づき、基金条例を制定するものである。財源としては、一般会計補正予算として提出した減債基金及び公共施設等整備基金の積み立て予定額であった4億3,630万9,000円を「（仮称）東久留米市教育振興基金」に積み立てるものである。基金条例の内容については財政課長から補足説明を行う。

○**財政課長** 「(仮称)東久留米市教育振興基金条例」の各条項について説明する。第1条には基金の目的と設置について規定している。第2条で基金の積立額は毎年度予算で定めるものとしている。第3条は基金の管理に関する規定である。「基金は確実かつ効率的に運用しなければならない」とする地方自治法の規定により定めるものである。第4条は基金の運用益金の処理について規定しているが、同法の規定により、運用益金は予算に計上した上で基金に繰り入れするとなっている。第5条は財政上必要がある場合、基金の資金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、歳計現金に繰り替えて運用できると規定している。第6条は基金の処分について規定しており、規定の設置目的達成のため必要とする財源に当てる場合に限り、基金を処分することができるとしている。第7条は基金の管理に関してであるが、この条例に定める以外の必要な事項については市長への委任規定となっている。なお、この条例の施行日は付則で平成22年10月1日と定めている。

○**委員長** これより質疑に入る。何か伺うことはあるか。

○**委員** 以前から、教育財産の売買代金は教育に使っていただきたいと申し上げてきた。第3回臨時市議会での採決を経て、短期間で基金条例として9月議会に上程できることについては大変うれしく思っている。学校施設に限らず公共施設全般についても大変な状況だとは思いますが、これからも大規模改修等計画的に行っていかなければならないのでよろしくお願ひしたい。

○**委員長** 10月1日から施行ということであるが、設置期間はいつまでなのか。

○**財務部長** 基金を廃止する場合は、新たに廃止条例という形で上程することになるが、廃止条例が出るまでは存続する。基金条例で基金設置の仕組みをつくったので、後は予算の中で財源が出れば積み立てを行うとか、先ほどの処分規定により学校予算の中で学校施設の整備を行う必要が出た場合に基金を充当する際には、予算の中で定めていくことになる。

○**委員長** 非常に厳しい財政状況にあることを理解されているからこそ、こういう形での配慮をいただいていると理解している。これまでのご配慮に対しては十分感謝しているが、学校現場の実態はまことにもって厳しい状況にあるので、今後とも格別の配慮をいただければと思う。

それでは、財務部長と財政課長からご説明をいただいたところで、これを受けて私どもなりに改めて検討させていただきたい。ここでお二人にはご退席いただく。お忙しいところおいでいただき御礼申し上げます。

(財務部長・財政課長は退室)

この件について改めて何か伺うことはあるか。

○**委員** 学校施設の大規模改修は当然やっていくべきことなので、それに充てるのももちろんではあるが、教育振興基金という名前を踏まえて、本筋の教育の中身に関しても十分な吟味をして、学校現場に有効にお金が使われるような形で運用していただきたい。

○**教育長** 滝山小学校の閉校の際は半分を売却したが、残りの半分は「わくわく健康プラザ」として残っている。今回、第八小学校の売却代金は約11億4千万円と見込まれているので、その半分の売却代金が将来的に入ってくると思う。

学校は一般財源、国や都の補助金及び地方債により建設してきたため、閉校に当たっても特別に教育委員会に配分してくれということ、市長部局には申し上げてこなかった。しかし、ここで議会から、教育目的に使ったらどうかという附帯決議をあげてもらい、本当にあ

りがたい話だと思っている。

委員が言われるとおり、本来的には大規模改修や耐震工事は、当然、お金があるなしにかかわらず行わなければならない。基金ができたからこれに使うということではなくて、計画的に実施していかななくてはならないものである。しかし、一般財源が落ちてくる段階では、当然やらなければいけないところにもこの基金を使わなければならない。トイレにしても家庭のトイレとは大分違っている。備品やプラスバンドに使う楽器も不足しており、また、経年的に各学校の放送設備も大分傷んできており、それも聞くところによると1校1,000万、2,000万の単位で改修工事費がかかるということで、教育委員会がやらなければならない施設整備・備品整備は山ほどある。教育委員会としては十分に学校側の意向を聞き、財務部と協議しながら有効に使わせていただきたいと思っている。

○委員 第1条の設置の趣旨には、「学校教育」とかなり大きい枠でくくっているが、「小学校教育」とか「義務教育」とかに限定したほうがいいのか。幼稚園と保育園の一体化ということも政府の中で審議されているので、その意味では広く設置の趣旨を位置づけたほうがいいのか、あるいは第八小学校というところが原点なので、小学校教育としたほうがいいのかについて意見交換させていただきたい。

○教育長 目的は「教育振興」なので、学校教育だけではなく生涯学習も含まれる。今回は、学校教育の義務教育施設（第八小学校）がなくなったということで、学校教育に限ってもいいのではないかと財務部と協議もした。基金も天井上がりに財源が溜まっていくことは考えられず、第八小学校の残り半分が将来的に10億円程度で売れ基金に積み立てても、学校教育に絞ってもいいのではないかと思う。

また、委員が言われた幼稚園と保育園の一体化という問題もあるが義務教育とは異なるので、幼稚園を含めた論議はまた別の場になると思う。

○委員長 非常に厳しい市の財政状況の中で、格別の配慮の上で成り立った基金である。市全体からするとやらなければならないこと、金をかけなければならないことが多々ある中で、教育関係にいろいろご配慮してきていただいている。市長は市全体の問題を考える立場におられることは十分理解するが、われわれとしてはできるだけ有効に教育関係に生かさせていただきたい。この条例を審議するに当たり、そういうことを重ねていろいろな機会に教育長からもお願いをしていただきたい。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め、採決に入る。「議案第34号 東久留米市教育振興基金条例（案）の制定について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第34号は承認することに決した。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 日程第4、「議案第35号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第35号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成22年8月3日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については、総務課長以下担当課長が説明する。

○総務課長 1枚目をご覧いただきたい。所管は総務課で、事業名は「公共施設エネルギー管理報告書作成等委託」である。エネルギー使用の合理化に関する法律、省エネ法の改正に伴い、公共施設のエネルギーの使用量が年間1,500k1以上を超えた場合は、事業者エネルギーの管理を行うことが義務づけられた。「事業者」は市長部局と教育委員会とが、別々の事業者となる。報告する内容は使用状況の報告、定期報告、さらに中・長期計画の提出で、これは年に1回提出することが義務づけられている。契約自体は市長部局、教育委員会とを合わせて業務委託していくことになる。管理する教育施設は市長部局も合わせて102施設、内訳は市長部局が71施設、教育委員会は31施設である。この委託を来年度以降継続するかについては、現在、検討している。市長部局を含めた全体の業務委託の予算総額は315万円である。教育委員会は31施設あるので、按分すると教育費の予算は94万5,000円となる。財源は一般財源である。エネルギーの使用量については21年度の1年間分について、7月末日に経済産業省に報告している。理由は教育委員会の使用量は1,839k1で1,500k1以上を超えていることによる。

○学校適正化等担当課長 2枚目をご覧いただきたい。所管は学校適正化等担当で、事業名は「市立第八小学校記念碑設置工事」である。旧第八小学校の敷地が都立六仙公園の一部になる予定であることから、記念碑を設置してもらいたい旨の要望が保護者及び地域住民から出されている。これについては中部地域の小学校統合準備会でも議題になり、市としては設置するよう努力するとの回答をしている。12月補正予算ではなく9月補正予算で対応する理由であるが、記念碑のデザイン等、今後、保護者との調整期間を考えると、この9月に補正予算を要求したほうが期間的に良いだろうという判断からである。一方、平成23年度予算として、記念碑設置のための負担金を東京都に支払い、東京都に設置することを依頼する方法もあるので、一つにはこういう方法もあるということ載せている。東京都に相談したところ、こういう手続きを取る場合には、覚書のようなものを交わしていくことになるだろうということであった。教育委員会としては、あくまでも、今回の補正予算で今年度中に対応したいと考えている。

○指導室長 3枚目をご覧いただきたい。所管は指導室、事業名は「問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金」である。これについては、教育センター事業の一環として、不登校対策支援事業については昨年度まで「問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金」という名目で国庫支出金を受けていたが、平成22年度は国の委託事業の統合化が図られ、委託金の名称が「生徒指導・進路指導推進事業委託金」に変更されることとなり、予算も大幅に減額されることとなった。ついては、当初予算に計上していた「問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金」を廃止するとともに、「生徒指導・進路指導推進事業委託金」を創設する旨の補正予算を計上するものである。ただし、この事業については今回の歳入減により財源構成の変更が生じたため、当初の計画どおり実施するためには一般財源の持ち出しが生じることになった。なお、今回は減額補正のため要求額はゼロである。

続いて、「理科支援員等配置事業」をご覧いただきたい。「理科支援員配置事業」については、独立行政法人による科学技術振興機構の事業の一環としてこれまで行われており、大学生や退職教員等の有用な外部人材を理科支援員として公立小学校5・6年生の理科の授業に配置して、理科授業における観察、実験活動の充実並びに教員の資質向上を図ることを目的として、東京都教育委員会と市教育委員会が業務委託契約を締結し、委託金額内で実施し

ている。本市では平成20年度から実施しているが、平成21年11月に行われた行政刷新会議において削減対象事業となった。結果として、理科支援にかかわる全体予算が大幅に減額されたことにより、本市でも当初11学級での実施を予定していたが、その後の調整により4学級で実施する運びとなり、今回、理科支援員等配置事業の歳入並びに歳出について減額補正を行うものである。具体的には報償費の減額が71万円になり、事業費合計は69万5,000円を減額するものである。続いて、「スポーツ推進校事業」をご覧いただきたい。東京都教育委員会では、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、児童・生徒の健康増進や体力向上を図るとともに、積極的に運動やスポーツに親しみ、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和的な社会の実現に貢献するなど、学校として積極的な取り組みを行うスポーツ教育推進校を指定して事業を行っている。当初予算計上時には5校の実施を見込んでいたが、ここで実施校の拡大が認められたため実施校を7校に増やし、スポーツ教育振興事業にかかわる歳入並びに歳出経費に関して増額補正の予算を計上するものである。

- 委員長 これより質疑に入る。何か伺うことはあるか。
- 委員 「公共施設エネルギー管理報告書作成等委託」について伺いたい。報告しなければいけないものだとすると、備考欄に「来年度以降も継続実施を検討中」とあるが、検討する余地はないのではないか。
- 総務課長 「検討中」とあるのは、使用量の報告等3点の報告事項があるので、業務委託自体をどこまでの範囲にするかということである。今回が初めてのため、使用量の報告自体は市長部局による調査の数値を報告するが、来年度以降はそれも含めてどうしていくかということであるため、「検討中」と記入している。
- 教育長 委託してでき上がった報告書を見て、市長部局と教育委員会の職員がどれだけ自分たちでできる部分があるかを検討して、できるところは自前でやれば、ということである。最終的には全部委託するかもしれないが、自分たちができるのであれば何十%かでも削って財源的に浮かそうということである。
- 委員長 第八小学校の記念碑については、東京都との絡みや保護者の意見もあるが、最終的にはデザイン等はどこで決定するのか。
- 学校適正化等担当課長 デザインについては市教育委員会と保護者、さらに地域の方々と調整しながら、ということになる。
- 委員長 最終的にはこの場に報告があるのか。
- 学校適正化等担当課長 最終的には、保護者と教育委員会とで調整する。3案いただいており、予算の範囲内で再調整するが、デザインなどは市で決定する。
- 教育長 「東京都との調整」とは、東京都に負担金を渡して設置してもらったらどうかという財政課の発想のことであるが、それは行わず、市が設置するというご理解いただきたい。保護者等のご意見を聞いて一定の案があがってきているので、事務局が決めたなら、教育委員にもご覧いただきたい。なお、保護者やOBの方のご意見とは異なるかもしれないが、参考のために伺いたいと思っている。
- 委員長 精神が形になることについては、いろいろ意見があるだろう。
- 教育長 第八小学校の在校生で閉校前に転校していった方やOBの方もおいでになる。また、同校にお子さんが通学していなくても、いろいろサポートしていただいた方々のご意見もある。「第八小学校のため」という皆の気持ちは変わらないが、すべての方のご意見をどのよ



うに調整してまとめていくかについては、あらためて報告する。

- 委員長 記念碑の「記念」とは、第八小学校がここにあったということなのか。
- 学校適正化等担当課長 そうである。3案の中にも、「校歴を載せる」「いつ設置されて、いつ閉校になった」とかの文案がある。
- 委員長 後ろに碑盤を置くのか。
- 学校適正化等担当課長 そうである。案の中には自然石の表に校歌を入れて、裏に楽譜や校歴を入れるというものもある。あるいは「第八小学校の八の字がいい」「もっと平面的なのがいい」という案も出ているが、いずれも第八小学校がここにあったという証のようなものを残したいという趣旨である。
- 委員長 滝山小学校の場合は入口に記念碑があり、校歌が刻んであったようであるが。
- 教育長 今回も校歌を入れる案が出ている。
- 学校適正化等担当課長 現時点ではあくまでも案ということでご理解いただきたい。
- 委員 第八小学校の閉校準備会は閉校後も1年間は存続することになっているので、話し合いの場は残っている。そこにも諮られるのか。
- 学校適正化等担当課長 これまで3校連絡会と4校連絡会があった。3校連絡会でも話し合う予定であるが、記念碑に関しては、改めてこれまでのような統合準備会を招集する考えはない。この案を出した方の中には統合準備会のメンバーがお二人いるので、そこで案を固めてからと考えている。統合準備会で案を固めることは、現時点では考えていない。
- 委員 統合準備会の議題の中でも、記念碑のことは上がっていたと思う。準備会は滝山小学校のときのことも踏まえて、閉校後に起きてくることを話し合ったり、いろいろ検討していく必要性も出てくるだろうから1年ぐらいい残したほうが良いということで決めているので、代表で出てこられた方々のいる場でも話し合ったほうが良いと思う。
- 学校適正化等担当課長 委員の言われるとおり、統合準備会でも記念碑の議題が出ているが、その折にデザイン等はお任せいただくということで了解は得ている。
- 委員長 記念碑の作成は大変なことだが、よろしく願います。でき上がったところで拝見したい。理科支援については大いに力を入れなければならないが、厳しい状況の中、目いっぱい頑張っていたきたい。「スポーツ推進校事業」については、実施する学校としない学校があるのか。
- 指導室長 基本的には学校からの希望を募っており、学校長の判断により実施する学校としない学校が生じている。
- 委員長 体力をつけなければならないことも必須問題である。教育目標でも知・徳・体と一般にも言われているが、私としては体・知・徳でもいいと思っているぐらいである。希望が出ない学校はほかにやりたいことが当面あるとか、あるいは体制がちょっと整い切らないとか何かあるのか。
- 指導室長 委員長が言われるとおり、希望しない学校の中には特色ある活動をしていくなど、別の体育方面での取り組みをしている学校もある。たまたま、都のスポーツ推進校事業に名乗りを上げて実施しようとする学校が今回は7校であるが、他の学校についても、決して体力の育成等についておろそかにしているということではない。
- 委員長 日常的にも体育やスポーツについては、十二分にいろいろとご配慮いただいていると思う。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め、採決に入る。「議案第35号 平成22年度東久留米市立一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第35号は承認することに決した。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長 日程第5、「議案第36号 平成22年度（平成21年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第36号 平成22年度（平成21年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について」、上記議案を提出する。平成22年8月3日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられたためである。詳細については総務課長から説明する。
- 総務課長 本件については6月9日を皮切りに協議会や定例会でのご意見・ご指摘等を踏まえ、事務局では修正等を加えてきた。今回は有識者のご意見も掲載しており、本日の定例会に議案として提出するものである。本日は、前回からの変更点について各所管から説明を行い、最終的なご審議をいただきたい。お示しした本報告書（案）は議決後の9月には市議会へ提出し、同時にホームページ等で公開していきたいと考えている。
- 委員長 順次ページを追って、説明していただきたい。
- 指導室長 10ページをご覧いただきたい。「①特色ある学校づくりの推進」のところであるが、「東久留米市立小中学校特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱」についてはかぎ括弧をもって明確にするようにというご指摘により、かぎ括弧をつけて要綱である旨を明確にしている。12ページの2行目「これらの研修は本市の教員の約4分の1に当たる」のところは余分な言葉を削除した。17ページの「②少人数学習の推進」のところであるが、前回までの「習熟度に応じた少人数学習集団による授業」という表現が分かりにくいというご指摘については、「少人数学習集団による授業は、習熟度別学習による授業とチームティーチング授業と合わせると、全小・中学校で実施している」と修正している。「③多様な教育の推進」の課題・評価のところであるが、「少人数学習集団による授業は『算数ルーム』『少人数教室』などの名称を付けて実施している小学校が11校あり、教室の学習環境を整備したり、既習学習内容を掲示したりして、意欲的に取り組んでいる」についても、「少人数学習集団による授業、チームティーチング授業は、算数ルーム、少人数教室など」という不適切な表現であったため、今回のように修正している。
- 学校適正化等担当課長 8ページの「①機能的な学校づくりの推進」という施策の方向タイトルついて、さらに、「学校再編成事業」がここだけ出てくるのでもう少し説明が必要ではないかというご指摘をいただいたので、「機能的な学校づくり」の2行目から、「本市における学校の適正規模の推進は」というところから4行目、「最優先課題として取り組んでいる」と挿入している。

- 教育部主幹** 29ページの「②スポーツ事業の充実」のところであるが、「スポーツに定期的に取り組まない市民に対して」のところの「取り組まない」という表現を「取り組むことのない」と変更した。
- 委員長** この間重ねて何度も検討いただけてきた。委員から改めて何かあればご発言いただきたい。何よりも大事なことは、事務的な処理ということを超えて、教育委員会としてやってきたことのまさに自己点検であり自己評価でなければならない。点検や評価というものは毎々申し上げているように、厳しい自己批判・自己点検に立たなければならない。そういう意味でわれわれのこれから先へ向けての仕事のありようを含めてお考えいただき、そうした観点からご意見なりをお出しいただきたい。
- 委員** 49ページの協議会日程の開催日の日程で「21年1月5日」は「22年1月5日」ではないか。
- 委員** 同じく49ページの下から二つ目の教育長研修会も「20年」になっているので訂正願いたい。
- 教育長** いずれについても再確認し、「21年」「22年」に訂正する。
- 委員** 二人の有識者からは、「ここはこうしたほうがいいのではないか」「こういう対応がいろいろ」など、たくさんのご意見をいただいている。まだ半分以上年度が残っているので、ぜひこういったご意見を生かした取り組みを進めていけたらいいと思っている。
- 委員長** 有識者のご意見はご意見として、関連してのご意見はないか。
- 委員** 例えば、道徳についてふれられている内容については、これから地区公開講座を開くところもたくさんあるので取り入れることはできるし、また、国際理解教育の推進のために行っていることを報告に入れたほうがいいのかとか、「就学支援シートは任意の提出であるが全員のほうがいいのか」などいろいろご意見をいただいていることについては、できることとできないことはもちろんあるが、今までやってきたことで、さらに発展できることがあれば、コメントの内容を今後しっかりと考えていただきたい。
- 委員長** 有識者のご意見については当然のことながら尊重されるべきであるが、事実についてのご理解が異なっている場合にはご説明すべきであろう。37ページ中段の小・中学校連携にかかわるところで、「小学校教育、中学校教育の計9カ年を通して児童・生徒に培う資質・能力と態度を明確にされているということを厳しく認識し、学校教育を推進することが求められている。このことに関連した事務事業の点検と評価をもっと強調する必要がある」と指摘されている。これは、「教育委員会が厳しく認識していない」ととれる内容である。例えば小・中連携にかかわる問題としては、15ページの「①学校間の連携の推進」のところでも触れている。見ようによっては小学校の側からとも言えるが、受けとめる中学校もあるので、中学校側も当然配慮されてそれなりに努力して下さっていると理解できるし、事実そうである。それについての報告として少し触れているが、15ページの表現の限りでは不十分かということなので何か意見があれば伺うし、学務課の言うとおりの15ページの内容でいいのではないかという意見もあるだろう。
- 委員** 小・中連携と特別支援のことが一つ一つのパラグラフに書かれているが、課題・評価のところでは障害のことだけが述べられており、小・中連携については何もコメントしていないことを指摘されているのではないか。要するに、やっていることは述べられているが、それについての課題・評価で触れていないので、よくやっているならよくやっている、もっ

とこうしたいならこうしたいということを述べたらいかがかというご指摘なのではないか。

○委員長 学務課でもう一遍受けとめていただき、お任せしてよろしいか。

○委員 結構である。

○委員長 同じページの下段では、生きる力に関連して、教育課程の編成と運営、実施に生かしていくことへの期待が寄せられているが、その辺のところも含めてということだと思う。また、教育委員会全体の、あるいは教育委員の努力に対して高い評価をいただいているのはありがたいが、38ページの上から2行目、「信頼される教育活動の必要十分な条件の具体化と考えられる」と認めていただきながら、「さらなる授業の改善を」と指摘されているのはいかがか、整理の要ありと思う。

42ページの7行目に、「市民の利用、活用、要求、欲求への対応に愛を感じる」と書かれているが、これは先生のお人柄を思わせる素晴らしい表現だと思う。こういう報告書には珍しい表現であるが、心がこもっているというご指摘なので、ありがたいご指摘として受けとめた。

続いて、お二人目の有識者のご意見であるが、基本方針1のところ、「学校安全ボランティアの募集活動がどの程度積極的に行われているのか疑問に思った」と指摘されている。実際にはどういう形で募集活動が行われているのか。

○委員 私は学校安全ボランティアの一員であるが、数年前に「学校安全協議会」で各学校が地域や評議員、さらに支援してくださっている方などに呼びかけて始まったと思う。

○委員長 自主的に集まられたのか。

○委員 自主的に学校が呼びかけて集めているところや、PTAが協働したり、また、青少協と一緒に加わったりして地域に人材を求めている学校が多いと聞いている。セーフティ教室と連動して地域の方をお招きして、そこで安全について協議したりする活動を各学校が行っているようである。

○委員長 有識者のお考えでは、ボランティア活動をやってもいいという方は団塊の世代にもたくさんおいでになるのに、ところによっては数が少ないとか、いないとかというような状況であるということは、募集活動が弱いのではないかという疑問のようであるが。

○教育長 学校側からも働きかけているが、自らボランティアに参加していただいている方もいる。老人クラブ連合会の見守りをする団体があるが、それは200人を超える同連合会の有志の方々によるもので、各学校を地域で分けて活動されている。地域ごとにボランティア活動をしていただいているが、そういった方が積極的に、自分たちからボランティアをやりたいということで参加されていると思う。

○委員長 学校によっては登録がなかったり、人数に差もあるが、実際にはボランティアとして高齢者も一生懸命やってくださっているということである。

○教育部長 課題として挙げている内容をご覧になって指摘されていることなので、事務局はそう受けとめている。

○教育長 確かに、通学路は一定の距離があり、見回りでパトロールしてくださる方の人数が多ければ多いほどいいので、保護者の協力が、例えば500人得られるところと第四小学校の場合とではかなり違うだろう。また、団地周辺では住民自体が少なくなっているのも、協力は得にくいだろう。有識者の評価については、部長の説明のとおり、基本的には前段が私たちが点検・評価するところであって、報告書ができ上がった後に有識者が評価するも

のであると思う。有識者のいろいろなご指摘は私ども教育委員会として、できるところはしていかなければいけないと思っている。基本的には先生方の評価は評価として受け止めて、また、有識者のご意見についての議論は、別のところで行う機会もあろうかと思っている。

○委員長 厳しいご意見についても受け入れる度量そのものが自己点検・評価になっていくと思っている。われわれは自分たちの仕事の中身をこの点検・評価によってさらに確認するのである。改めて全体にわたって何かあれば伺いたい。

○委員 この報告書は教育委員会で議決後に議会に報告し、市民にも公表するので、共通のコンセンサスが必要だと思うことから、昨年からの議論もあり、指導室の説明もあったが、教育課程の運営と授業改善について再度伺いたい。11ページの一つ目の主要施策の方向については委員長からも指摘があったが、「教員の意識改革を図り、授業改善に生かすため云々」のフレーズは必要なのかどうかについてずっと考えていた。その前段で100%の週案の提出もあり、評価基準の公表も行っているということで、ここに「教員の意識改革」とあるが具体的にどういうことが必要なのかははっきりしてこない。この文章だけで言えば授業公開に積極的に賛成していないともとれるので、全体の流れからいっても少し違和感があると思う。

○委員長 委員の言われるとおりに私も重ねて申し上げているが、来年へ向けて十分検討したい。これは前室長の説明も受けており、過去の歴史も含めて東久留米の教育の特性ということもあるだろうが、前回の審議の際、来年、改めてこの項目についてはよく検討していこうという話になっているのでご理解いただきたい。

内容にかかわって、幾つか来年検討しなければいけないこととして問題提起をしておきたい。28ページの一つ目の主要施策の方向のところ「保護者は云々」とあるが、だれのことを言っているのかよく分からない。親のことだと思うが、「保護者は子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身につけ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう～」とあるが、これはだれの発達をだれが図るのか。親が家庭教育に第一義的な責任を持つと、だから親自身がまず生活に必要な習慣を身につけ、自分で自立心を育成し、心身の調和のとれた人間になるように、親が考えられるように教育委員会は家庭教育への支援を推進するというのか。また、親が子どもに必要な習慣を身につけさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれたそういう発達を促すべく親が努めなければならない。親が努めるための支援を教育委員会がするという意味なのか。トータルで親の人間形成が促せるような配慮を教育委員会としていろいろすべき必要はあると思う。

33ページの「③図書館事業の充実」のところで、「滝山図書館が休んでいる間、臨時の窓口をわくわく健康プラザに置いた、資料所蔵のない窓口であったが予想を上回る利用があった。図書館利用の新たな形態として注目できる」という指摘は大変良いことだと思うが、資料所蔵のない窓口で何をどうしたのか。

○図書館長 「臨時窓口」と言っても本や雑誌は置いてない。予約により用意できた本の受け渡しをする形で設置したものであったため、それほどのご利用はないと予想していたが、インターネットの普及等もあり、予想以上に利用される方が多かったということである。

○委員長 こういうことは新しい図書館運営の一つの発見にもなるし、今後の参考になるいい報告だと思う。点検・評価の報告書についてはやればやるほど何か出てくる部分があるが、回を重ねる中でかなりいい形のものになっていると思うので、最終的なまとめに当たっても

う一遍お骨折りいただきたい。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第36号 平成22年度（平成21年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって、議案第36号は承認することに決した。

---

#### ◎その他

○委員長 その他に入る。事務局から何かあるか。

○教育部長 ない。

○委員長 次に進む。

---

#### ◎諸報告

○委員長 日程第6、諸報告について。「①第1回東久留米市学校給食運営協議会会議録について」から、順次報告願います。

○学務課長 諸報告の①から⑤まで続けて報告する。①から③までは7月5日の第7回教育委員会で質問いただいた件である。報告資料1をご覧ください。第1回東久留米市学校給食運営協議会については6月18日の金曜日、午後3時から701会議室で開催した。議事内は以下のとおりである。教育長のあいさつの後、座長と副座長の選出を行い、座長に学務課長、副座長には下里中学校副校長が選出された。協議会の目的は、保護者と関係者の意見を反映させることにより、学校給食の充実を図ることであると要綱により説明した。また、小・中学校の給食実施状況について、21年度の給食の実績報告も配布している。こちらで小・中学校別々に実績報告を出しているのので後ほどご覧ください。その他としては、小学校給食調理業務委託の導入について、本年4月から第七小学校に導入して、来年、第一小学校及び第九小学校、さらに翌年には小山小学校で委託するという事も説明した。続いて、学校給食の危機管理マニュアルの改訂について、小学校で民間調理が始まること、また、アレルギー対応、エピペンについての対応が変わってきているため、今回改訂をしたということの説明をしている。続いて、事故報告とヒヤリハット事例報告として、4月から小学校でヒヤリハット事例が2件、中学校で4件の報告があったことを報告している。具体的には、小学校ではビニール片としゃもじ片、中学校では髪の毛2件と砂利粒1件、小虫1件という状況である。ご意見やご要望等も伺い、第2回目を11月4日、第3回目を1月25日に開催するとお伝えし、午後4時30分に閉会した。続いて、②学校給食のヒヤリハット事例についてはただ今の会議録の中で説明させていただいたので省略する。続いて、「③第一小学校及び第九小学校の給食調理業務委託の進捗状況について」を報告する。第1回選定委員会は7月30日の午後1時半から、701会議室で開催した。内容については業者の選定方針について、一次、二次審査を行い決定する。初年度は1年契約で、次年度以降複数年契約を検討する。一次審査は第一小学校と第九小学校で行い、二次審査は両校合同で行うが、採点は別々に集計し、決定も学校別とする。選考した結果、両校とも同じ業者になることも別の業者になることもあり得るということの説明している。選定スケジュールについてであるが、9月1日から募集を開始し、選定に当たっては保護者の意見を取り入れて採点に反映する。二次審査は11月3日の祝日に行う。契約は12月8日を目途とすることで了承をいただい

ている。一次審査では選定基準に従って書類審査を行い、各審査項目の配点は保護者の意見を反映させて決める。食育に関するスタンスやその実現方法は、二次審査では詳細に審査すると説明している。会議は14時に終了している。

続いて、報告資料2の「東久留米市立学校給食調理業務委託事業者選定委員会設置要綱」であるが、昨年、第七小学校が委託したときと変更になっているところだけを報告する。

「運営」であるが、第5の3で「委員長は必要に応じて、対象校別に委員会を開催することができる」ことを、来年度は第一小学校と第九小学校の2校になるために加えている。裏面の委員名簿であるが、メンバーは教育部長をはじめ指導室長、小学校長、食育リーダー、栄養職員、給食調理員である。昨年までは学務課長も委員に入っていたが、今年度から外している。

続いて、報告資料3の「20年間の児童・生徒数の推移」をご覧いただきたい。これは、5月20日開催の第5回教育委員会定例会で報告した、平成22年度児童・生徒数、学級数についての報告の際にご要望いただいた資料である。平成3年度から22年度まで、各学校の通常学級と特別支援学級を分けて数値を表にしたものである。裏面であるがそれをグラフにしたものを通常学級と特別支援学級に分けて推移を掲載している。中学校についても小学校と同様に作成している。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「⑥東部地域（第四小学校）のその後の状況について」の説明を求める。

○学校適正化等担当課長 7月18日に通学路の安全点検を行った。第四小学校から神宝小学校に通う場合と第四小学校から第六小学校に通う場合の二つを想定し、安全点検を行った。これには統合準備会の構成員のほかにも第四小学校の保護者にも参加していただいた。午前と午後に分けて行ったが、合わせて30名ほどの参加があった。安全点検の結果、「道路が狭い」「交通量が多い」「急坂を上ったところに交差点、止まれの標識がない」などさまざまな意見が出された。第2回目の統合準備会は7月23日に第四小学校で開催した。議題は、通学路の安全点検結果についてである。さまざまにご意見が出されたが、今後、施設管理の担当や、場合によっては警察あるいはそれ以外の関係部署に相談要請をしていくことになる。二つ目の議題は第四小学校の閉校条例についてであるが、本年9月に条例案を提出することの説明をし、了解をいただいたと認識している。第3回目については、9月議会の閉校条例に関する結果の報告を兼ねるという意味で、9月下旬に開催することで了解を得ている。

統合準備連絡会は第四小学校の保護者、同校の校長及び事務局とで開催するものであるが、これの第1回目を8月8日の日曜日に第四小学校で開催する。このときに、保護者からさまざまな要望等をいただくことになると思う。

○委員長 重ねていろいろお骨折りをいただくことになるが、よろしく願いたい。この件は以上にとどめ、次の報告を求める。

○生涯学習課長 本日、「社会教育のあらまし」を配付している。生涯学習課の事業及び図書館の事業の実績や講座、イベント等の内容が説明されているので後ほどご覧いただきたい。

○委員長 以上をもって諸報告を終わる。本日の臨時会は盛りだくさんで、しかも大事な問題についてご協議いただいた。点検・評価の報告書については一応完成する格好になるが、その間のご苦勞に感謝すると同時に、来年からの問題意識を喚起する出発点でもある。そういうものとしてご確認いただき互いに完成の勞をねぎらいたい。

---

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって、平成22年第4回教育委員会臨時会を閉会する。

(午前11時17分)



東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年8月3日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 松本誠一(自署)